## 「三重県観光振興条例(仮称)の骨子案・修正版」に対する パブリックコメントの結果概要

#### 1 意見募集期間

平成23年6月23日(木)~平成23年7月12日(火)

## 2 周知方法

- (1)県政記者クラブへの資料提供
- (2) 三重県ホームページ(三重県、観光局)への掲載
- (3)三重県観光連盟メール通信の配信
- (4)市町及び市町観光協会あての文書照会
- (5)観光局、情報公開・個人情報総合窓口での配布

#### 3 意見募集の結果

## (1) 意見提出の方法

| 郵送 | ファクシミリ | 電子メール | 合計 |
|----|--------|-------|----|
| 0  | 3      | 0     | 3  |

## (2)項目別延べ意見数(意見件数)

| 項目                            | 意見数 |
|-------------------------------|-----|
| 全体的な意見                        | 2   |
| 前文                            | 0   |
| 第1章 総則(第1条~第3条)               | 0   |
| 第2章 観光の振興に関する役割等(第4条~第8条)     | 1   |
| 第3章 観光の振興に関する基本的施策(第9条~第20条)  | 2   |
| 第4章 観光の振興に関する施策の推進(第21条~第24条) | 1   |
| 第5章 三重県観光審議会(第25条~第31条)       | 0   |
| その他                           | 0   |
| 合 計                           | 6   |

#### 4 意見に対する対応

#### (1)対応状況

| 項目                            | 意見数 |
|-------------------------------|-----|
| 文章の修正、記述の追加等により、条例案に反映するもの    | 1   |
| 既に条例案に反映しているもの                | 2   |
| 条例案への反映は難しいが、施策や事業の実施段階で対応・検討 | 0   |
| するもの                          |     |
| 何らかの理由で、条例案に反映することが難しいもの      | 0   |
| その他 ( 質問、感想、個別事案、他制度への意見等 )   | 3   |
| 合 計                           | 6   |

対応

例の前文第3段落に、「観光の振興に関す

#### (2)意見とその対応

#### (全体的な意見)

意見

要もないと思いますが、お互い

ご意見のとおり、魅力ある観光地の形成 観光資源である食、産業、人 材は「人」によって成立するも において、「人材」は欠くことのできない のですし、歴史や伝統、文化も 要素だと考えています。そこで、本条例案 「人」を媒介して届けられるも において、「人材」を観光対象となる本県 のだと・・・、現場で住民の方々に の人的資産と捉え、観光資源の一つとして 向き合っていると、最近よくそ 定義するとともに、その発掘や活用等を図 ることを基本的施策の一つとして位置づ う感じるようになりました。観 光とは地域の「人」の日々の生 けております。(第2条、第13条) きざまや活動(ふつうの生活) また、関係機関の役割の明文化について が資源であると考えます。地域 は、第2章(第4条~第8条)の規定のほ の主体性に期待しつつ、且つ地 か、第3条の基本理念においても、「県、 域住民の負担にならないよう行 市町及び県民等がそれぞれの役割を担い 政も協働していく。町民(=県 つつ連携が確保されること」を、基本的な 民)の日常を大切にした観光振 考え方として盛り込んでいます。県として 興が行われるような条例であっ も、その責務を果たしていけるよう、観光 てほしいと考えます。 振興に関する施策を総合的かつ計画的に また、各関係機関の役割が明 推進していきたいと考えています。 文化されることで、それぞれの なお、「町民(=県民)の日常を大切に 動きがわかりやすくなると感じ した観光振興が行われるような条例であ ました。局面では文字通りの必 ってほしい」とのご意見を参考として、条

|   | 1              |                       |
|---|----------------|-----------------------|
|   | を理解するという意味で県と市 | る取組と県民生活の向上に寄与する取組    |
|   | 町はこれまでより協働しやすく | が一体的に促進されるとともに、・・・。」と |
|   | なるのではないかと思います。 | の語句を加筆修正しました。         |
| 2 | 条例ではありますが、計画と  | 本条例案においては、基本理念の規定に    |
|   | いう印象があります。     | とどまらず、その理念の具体化を図るた    |
|   |                | め、第3章(第9条~第20条)において   |
|   |                | 「観光の振興に関する基本的施策」を盛り   |
|   |                | 込んでいます。               |
|   |                | なお、ご意見をいただいた「計画」につ    |
|   |                | いては、第 21 条に「基本計画」の規定を |
|   |                | 設けることにより、観光振興に関する施策   |
|   |                | を総合的かつ計画的に推進していきたい    |
|   |                | と考えています。              |

# (第2章 観光の振興に関する役割等)

|   | 意見              |  | 対応                  |  |
|---|-----------------|--|---------------------|--|
| 3 | 「県」「市町」「業者」「県民」 |  | 第2章(第4条~第8条)の「観光の振  |  |
|   | の位置付けが読みとりづらい。  |  | 興に関する役割等」において、県の責務の |  |
|   |                 |  | ほか、市町、県民、観光事業者及び観光関 |  |
|   |                 |  | 係団体の役割をそれぞれ規定することに  |  |
|   |                 |  | より、適切な役割分担のもと、各主体が協 |  |
|   |                 |  | 働して、本県の観光振興に取り組んでいき |  |
|   |                 |  | たいと考えています。          |  |

## (第3章 観光の振興に関する基本的施策)

|   | 意見               | 対応                          |
|---|------------------|-----------------------------|
| 4 | 第 10 条の「旅行商品」の定義 | 「旅行商品(の開発)」については、国          |
|   | が不明であると同時に旅行業免   | の観光立国推進基本法において、「国は、         |
|   | 許を有していない組織として具   | (中略) <u>我が国又は地域の特色を生かした</u> |
|   | 体的な展望が伺えません。旅行   | <u>魅力ある商品の開発</u> 等に必要な施策を講  |
|   | 業者の支援でしょうか。      | ずるものとする。」と規定されており、本         |
|   |                  | 条例においても、同義の語句として用いて         |
|   |                  | います。                        |
|   |                  | そのため、旅行商品とは、旅行業法上の          |
|   |                  | 「募集型企画旅行」における商品に限定さ         |
|   |                  | れるものではなく、例えば、各主体の連携         |
|   |                  | 協力のもと、県内に点在するさまざまな観         |

|   |                  | 光資源をつなぎ魅力的なモデルコースと   |
|---|------------------|----------------------|
|   |                  | して提示していくこと等も、旅行商品の開  |
|   |                  | 発にあたる取組として、広義に捉えている  |
|   |                  | ところです。               |
|   |                  | 以上のことから、本条は特定の業種業態   |
|   |                  | への支援を想定したものではございませ   |
|   |                  | h.                   |
| 5 | 第 15 条の「分野開拓=農林水 | 第 15 条では、エコツーリズム、グリー |
|   | 産体験」はいささか古い印象が   | ンツーリズムといった新たな観光旅行の   |
|   | あります。            | 分野の開拓を図っていく旨、規定していま  |
|   |                  | す。                   |
|   |                  | なかでも、豊かな自然や歴史に培われた   |
|   |                  | 暮らしと文化を有する農山漁村は、自然志  |
|   |                  | 向、健康志向、体験志向等を有する人々の  |
|   |                  | ニーズを満たす場として、近年、脚光を浴  |
|   |                  | びており、県としても、農林水産体験等を  |
|   |                  | 取り入れた都市と農山漁村の多様な交流   |
|   |                  | を促進しているところです。        |
|   |                  | 引き続き、各主体との連携協力のもと、   |
|   |                  | これらの取組を着実に進めていきたいと   |
|   |                  | 考えています。              |

# (第4章 観光の振興に関する施策の推進)

|   | 意見            |  | 対応                   |
|---|---------------|--|----------------------|
| 6 | 施策を実施するための財源を |  | 第 24 条において「財政上の措置」にか |
|   | 確保されたい。       |  | かる規定を設けており、必要な財源の確保  |
|   |               |  | に努めていきたいと考えています。     |